

徳島県漁業版事業継続計画 (県漁業版BCP)

～災害に強い漁業を目指して～



平成28年3月
徳島県

目 次

第 1 章 基本的事項

1 背景	1
2 目的	1
3 想定事象	2
4 被害想定	2
5 基本方針	3

第 2 章 漁業者等の安全確保対策

1 漁港・漁村における漁業者等の安全確保対策	4
2 操業中の漁業者の安全確保対策	6

(参考) 漁業者等の安全確保対策一覧	8
--------------------	---

第 3 章 発災後の対策と事前準備

1 応急復旧業務（フェーズ 1）	9
2 漁業の早期再開に向けた業務（フェーズ 2）	12
3 漁業の本格復旧に向けた業務（フェーズ 3）	17

(参考) 発災後の対策一覧	19
---------------	----

事前準備一覧	20
--------	----

第 4 章 「県漁業版 BCP」の推進体制

1 推進体制の整備（協議会の設置）	21
2 連絡体制の確認	21
3 大規模災害発生時の初動体制	22
4 訓練の実施	22
5 計画の見直し	23

○ 附属資料

第1章 基本的事項

1 背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の規模の地震と沿岸部を襲った大津波により、漁業・漁村は壊滅的な打撃を受け、その後の「操業の再開」、「漁業の復興」までには長い時間を要し、今なお「復興、道半ば」の状況にある。

徳島県（以下「県」という。）においても、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内に70%程度」とされており、大津波を伴う巨大地震発生切迫度は徐々に高まっている。

漁業は、その地理的・社会的特性から、津波による甚大な被害が想定されるため、漁村地域における防災・減災対策の着実な推進を図るとともに、被災後の「早期再開」を図るための取組みが強く求められるところである。

2 目的

漁業は、地域ごと、さらには漁業協同組合（以下「漁協」という。）ごとにその実態が異なるため、県では、これまで「漁協単位でのBCP策定」を基本に指導を行い、平成26年3月、海陽町の鞆浦漁協において、県内初となる「漁業協同組合業務継続計画（以下「漁協版BCP」という。）」が策定されたところであり、現在、他の漁協においても同様の取組みを進めるよう、継続した指導を行っている。

こうした中、「漁協版BCP」の策定を通じ、例えば、「漁場の被災状況確認やその回復手法」、「関係機関との連携・協力体制の構築」など、いずれも単独の漁協だけでは「解決困難な課題」が浮き彫りとなった。

このため、南海トラフ巨大地震による大津波発生時等に想定される県下すべての漁村、漁業者の共通の課題への備えとして、県が実施すべき業務内容や関係機関との協力体制、さらには、それらを円滑に進めるために必要となる事前準備等を明らかにし、いち早く漁業を復興させることを目的として、「徳島県漁業版事業継続計画（県漁業版BCP）」を策定する。

なお、策定に当たっては、東日本大震災における被災自治体の漁業再開に向けた取組みも参考としつつ、必要な対応を検討する。

3 想定事象

本計画は、南海トラフ巨大地震の発生を念頭に策定しており、原則、「震度6強以上の揺れを伴う地震」が発生した場合に適用する。

なお、被災状況や事態の推移により、必要な対策が異なることから、本BCPを基本として、被災の実態に即した運用を行うものとする。

4 被害想定

南海トラフ巨大地震による被害想定については、県が策定した「徳島県津波浸水想定」（平成24年10月31日公表）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成25年7月31日公表）及び「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」（平成25年11月25日公表）を基本とする。

なお、漁港をはじめ、漁船・漁具など、漁業に密接に関連する部分における被害については、東日本大震災において特に大きな被害が生じた3県（岩手県・宮城県・福島県）の被害状況を参考に対策を検討する。

（参 考） 農林水産省公表資料「水産業の被害状況」

漁船の被害数は1万8,936隻、被害漁港数は319漁港

■ 岩手県

漁船：壊滅的／10,522隻、漁港：ほぼ全漁港で壊滅的被害／111漁港

被害を受けた養殖種類：ホタテ、カキ、コンブ、ワカメ

市場：すべて被災／13市場。大半は壊滅的被害

宮古・久慈・大船渡は建屋などが残存

水産加工施設：大半が流失・損壊。全壊59、半壊6／178施設

■ 宮城県

漁船：壊滅的／9,717隻、漁港：全漁港で壊滅的被害／142漁港

被害を受けた養殖種類：ギンザケ、ホタテ、カキ、ホヤ、コンブ、ワカメ、ノリ類

市場：すべて被災／10市場。壊滅的被害（全壊、浸水、設備破損など）

水産加工施設：半数以上が壊滅的被害。全壊304、半壊17、浸水29／439施設

■ 福島県

漁船：873／1,068隻、漁港：全漁港で壊滅的被害／10漁港

被害を受けた養殖種類：ノリ類

市場：すべて被災／12市場。半壊4、建屋・機器の流出5、原発避難地区2

水産加工施設：詳細不明／135施設

5 基本方針

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、まずは、**漁業者の命を最優先に確保**するとともに、基本方針として次の3点を掲げ、漁業の早期再開に向けた取組みを進める。

3つの基本方針

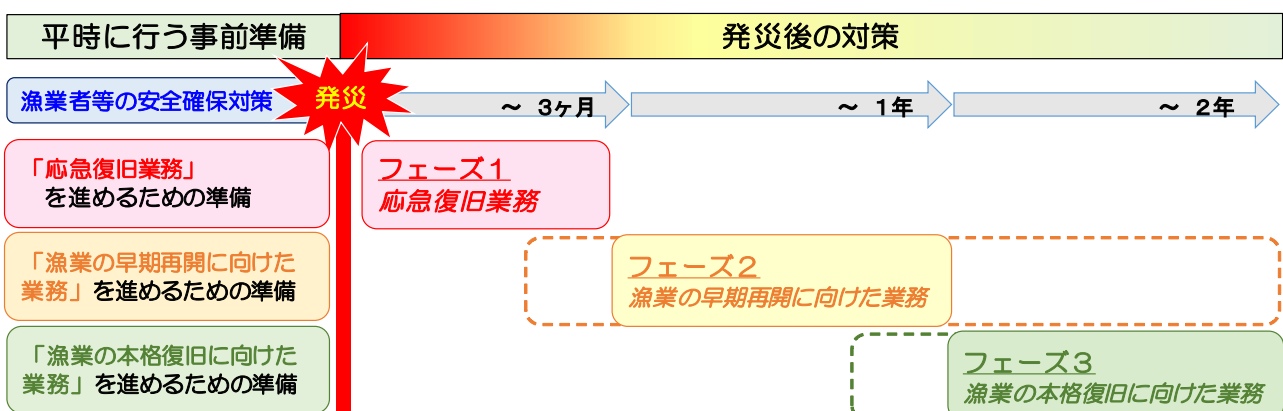
- (1) 漁船・漁具の調達から、輸送・販売ルート確保に至るまで、「**2年以内**」に漁業を本格復旧
- (2) 県南部においては、「牟岐漁港」「浅川港」を核として、漁業の早期再開に向けた体制を整備
- (3) 「水産研究課鳴門庁舎・美波庁舎」「南部総合県民局」「漁業用牟岐無線局」を拠点として漁業者を支援

また、漁業を本格復旧させるまでの間に実施すべき業務内容を次のとおり、「3つのフェーズ」で区分し整理するとともに、各フェーズに即した業務を円滑に実施できるよう、関係市町、漁協、漁業者等と連携した「事前準備」を推進する。

フェーズ1 「**応急復旧業務**」(発災～概ね3か月程度)
→ 相談窓口の設置、漁港施設等の被災状況調査・把握 等

フェーズ2 「**漁業の早期再開に向けた業務**」(発災の3か月後～1年)
→ 漁船・漁具の確保、漁獲物の輸送・販売ルートの確保 等

フェーズ3 「**漁業の本格復旧に向けた業務**」(発災の1年後～2年)
→ 放流種苗の生産・放流支援 等



第2章 漁業者等の安全確保対策

漁業者の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめることが最優先で取り組むべき課題であることから、漁業者をはじめ、漁港で働く方々や地域住民の安全確保対策を関係市町、漁協、漁業者等と連携し推進する。

1 漁港・漁村における漁業者等の安全確保対策

地震発生時に港内の漁業者をはじめ、漁協職員、仲買業者、地域住民に津波情報等を直ちに伝達する体制を強化するとともに、被害を最小限にとどめるため、避難路の整備や漁港・海岸施設の耐震化等の取組みを推進する。

1-1 避難体制の確立

【現状・課題】

- ・ 津波被害が想定される漁村地域においては、市町が主体となり、避難路や避難広場等の整備を進めているが、さらなる充実が必要である。
- ・ 組合員や地域住民の命を守る方法等を定める「漁協版BCP」の策定について県下漁協を指導しているが、広く定着するに至っていない。

【具体的な取組み】

① 漁協、市町による放送機器等の整備促進

港内の漁業者や地域住民に津波情報や避難場所を知らせる放送機器、ハザードマップ等の整備を促進する。

(連携先：市町、漁協)

② 避難路、避難広場等の整備促進

津波の到達時間や最高水位を踏まえ、市町村が主体となって取り組む避難路や避難広場等の整備を促進する。(連携先：市町)

③ 避難広場や避難タワーへの避難訓練の実施促進

「漁協版BCP」や、市町村が策定する「地域防災計画」等に基づく定期的かつ継続的な避難訓練の実施を促進する。(連携先：市町、漁協)

④ 「漁協版BCP」の策定促進

漁協に対し、「漁協版BCP」の早期策定や定期的な見直しについて指導する。(連携先：漁協)



避難路の案内表示



避難路（鞆奥漁港）

1-2 自然災害に強い漁港・海岸施設等の整備

【現状・課題】

- ・ 「徳島県地域防災計画」において拠点港と位置付ける「牟岐漁港」「浅川港」等においては、想定津波高を考慮した施設の整備が進められているが、全体的には施設の整備・改良には長期間を要する。
- ・ 海岸については、平成26年3月に「徳島県海岸保全基本計画」を改定し、「L1津波」に対応するため「避難時間の確保に必要な高さ」が不足する箇所から、防護すべき背後の重要度を考慮して優先度の高い海岸を抽出し、それらを今後20~30年の間に事業着手していくという整備方針を決定している。
- ・ 多くの漁協において、荷捌き施設、漁協事務所等の耐震化対策が進んでいない。



防波水門（牟岐漁港）

【具体的な取組み】

- ① 防波堤、防潮堤等の整備・改良
防波堤、防潮堤等の耐震・耐津波対策や、老朽化した施設の計画的な長寿命化対策を実施し、自然災害に強い漁港・漁村づくりを推進する。（連携先：市町、漁協）
- ② 共同利用施設等の耐震化支援
国庫補助事業等を活用した荷捌き施設、冷凍冷蔵施設等の共同利用施設の耐震化対策を促進する。（連携先：市町、漁協）



護岸（椿泊漁港）

1-3 二次災害防止対策の推進

【現状・課題】

- ・ 県内漁港に多数ある陸閘等には、津波警報発令後、短時間で安全に閉鎖することが難しい施設がある。
- ・ 県内の漁港には、放置艇や沈廃船のほか、老朽化し未使用となった冷凍冷蔵庫等の遊休施設があり、津波発生時に流出し、二次災害を引き起こす原因になることが懸念される。

【具体的な取組み】

- ① 陸閘等操作マニュアルの整備
陸閘等の操作従事者の安全確保に加え、操作方法、訓練等に関する操作規則を策定し、迅速・安全な操作体制の構築を推進する。（連携先：市町、漁協）
- ② 陸閘の改良、閉鎖
差し戸式陸閘の扉化や利用頻度の少ない陸閘の統廃合を図り、津波発生時の要操作施設数の縮減を推進する。
- ③ 放置艇対策の推進
「徳島県放置艇削減計画」に基づき、係留保管場所の確保・誘導や、沈廃船の撤去等を推進する。（連携先：市町、漁協）
- ④ 漁港区域内の遊休施設撤去促進
漁港区域内の遊休施設の撤去を促進する。（連携先：漁協）



電動陸閘（牟岐漁港）

2 操業中の漁業者の安全確保対策

漁業者にあらかじめ、津波発生時に避難すべき安全な海域等を周知しておくとともに、地震発生時には、操業中の漁業者に津波情報等を直ちに伝達する体制を強化する。

2-1 「海上避難ガイドマップ」を活用した訓練の実施等

【現状・課題】

- ・ 県では、海上における避難時の判断材料として、津波の高さに応じた避難海域を示す「海上避難ガイドマップ」を平成25年に作成し、関係機関に配布するとともに、県ホームページにおいて公表している。
- ・ 浅海域で操業する漁船の多くは、無線機器を搭載しておらず、携帯電話から地震、津波等の気象情報を入手しているが、警報音等に気付かない可能性がある。



海上避難ガイドマップ

【具体的な取組み】

- ① 「海上避難ガイドマップ」を活用した定期的・継続的な訓練の実施
「海上避難ガイドマップ」を活用した避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、陸上で津波注意報・警報の発令を知った場合は漁船の「沖出し」を行わないよう漁業者を指導する。(連携先：市町、海上保安部、漁協)
- ② 非常サイレン音の海上確認訓練の実施
津波警報発令時等に市町が陸域から発するサイレンについて、あらかじめ漁業者に周知しておくとともに、サイレン音が確認できる海域の範囲を漁業者が認識できるよう訓練を実施する。(連携先：市町、漁協)

2-2 「海上防災通信ネットワーク体制」の強化

【現状・課題】

- ・ 本県沿岸では約1,000隻の漁船が「漁業用牟岐無線局」から送信される地震、津波等の気象情報を利用している。
- ・ 現在、「漁業用牟岐無線局」が漁業用無線を直接送受信できるエリアは、同局から半径30キロメートルの範囲に限られている。
- ・ 「漁業用牟岐無線局」では、平成28年3月に老朽化が進行している無線機器を音声や文字情報などのデータも送信できるデジタル機に更新することとしている。
- ・ 国際的な規格の変更に伴い、現行の無線機器の使用期限は、平成34年11月末とされているが、多くの漁船で無線機器の更新が進んでいない。
- ・ 東日本大震災の発生により、漁業用無線の機能が停止した宮城県では「災害等による漁業無線通信不能発生時における業務提携に関する申し合わせ」に基づき、青森県、福島県による代行通信が行われた。



漁業用牟岐無線局

【具体的な取組み】

- ① 「漁業用牟岐無線局」が直接送受信できるエリアの拡大
「太平洋・紀伊水道海域」に加え、「播磨灘海域」で
操業する漁船も漁業用無線を直接送受信できる体制を構築
する。(連携先：徳島県無線漁協)
- ② 施設の長寿命化対策の推進
漁業無線アンテナの改修等による施設の長寿命化対策を
推進する。(連携先：徳島県無線漁協)
- ③ 漁船に搭載される無線機器のデジタル化の促進
「漁業用牟岐無線局」を中心とするデジタルネット
ワークを活用し、通信機能の強化による漁業者の安全操業を確保するため、
漁船に搭載される無線機器のデジタル化を促進する。
(連携先：徳島県無線漁協、漁協)
- ④ 近隣県との代行通信協定の締結促進
非常時の無線通信内容や体制について、近隣県と協議し、業務提携に関する協
定の締結や、「漁業用牟岐無線局」の業務継続計画の策定を促進する。
(連携先：徳島県無線漁協)



直接通信エリアの拡大

漁船の沖出しについて～宮城県職員の声～

東日本大震災では、漁船の沖出し中に26名の漁業者が犠牲となりました。

一方、平成27年3月に神奈川大学の学生が東・西由岐漁協の組合員41名を対象に行った調査では、南海トラフ巨大地震が発生した際、1/4の漁業者が「船を沖出しする」と答えています。

平成27年12月に訪問した宮城県水産業振興課では、漁船の沖出しについて、職員の方々が一様に「まずは、命を守ることが第一」、「陸上避難を徹底すべき」と答えてくださいました。

漁船は、漁業者にとって大切な財産ですが、陸上で津波注意報・警報の発令を知った場合は、漁船の「沖出し」は行わず、直ちに安全な場所へ避難することが必要です。

○ 参考（漁業者等の安全確保対策一覧）

漁業者等の安全確保対策				役割分担				
				徳島県	関係市町	海上保安部	漁協	
漁業者等の安全確保対策	1-1	避難体制の確立	① 漁協、市町による放送機器等の整備促進	○	○		○	
			② 避難路、避難広場等の整備促進	○	○			
			③ 避難広場や避難タワーへの避難訓練の実施促進	○	○		○	
			④ 「漁協版BCP」の策定促進	○			○	
	1-2	自然災害に強い漁港・海岸施設等の整備	① 防波堤、防潮堤等の整備・改良	○	○		○	
			② 共同利用施設等の耐震化支援	○	○		○	
	1-3	二次災害防止対策の推進	① 陸閘等操作マニュアルの整備	○	○		○	
			② 陸閘の改良、閉鎖	○				
			③ 放置艇対策の推進	○	○	○	○	
			④ 漁港区域内の遊休施設撤去促進	○			○	
	操業中の漁業者の安全確保対策	2-1	「海上避難ガイドマップ」を活用した訓練の実施等	① 定期的・継続的な訓練の実施	○	○	○	○
				② 非常サイレン音の海上確認訓練の実施	○	○		○
2-2		「海上防災通信ネットワーク体制」の強化	① 漁業用牟岐無線局が直接送受信できるエリア拡大	○			○	
			② 施設の長寿命化対策の推進	○			○	
			③ 漁船に搭載される無線機器のデジタル化の促進	○			○	
			④ 近隣県との代行通信協定の締結促進	○			○	

第3章 発災後の対策と事前準備

漁業を本格復旧させるまでの間に実施すべき業務内容を「3つのフェーズ」で区分し整理するとともに、各フェーズに即した業務を円滑に実施できるよう、関係市町、漁協、漁業者等と連携した「事前準備」を推進する。

1 応急復旧業務（フェーズ1）

「応急復旧業務」では、関係者との連絡体制を立ち上げ、被災状況を速やかに把握するとともに、救援物資受け入れのための航路・泊地における瓦礫の撤去、漁港の応急復旧工事、陸上に打ち上げられた船舶の確認・処分など、漁業の早期再開に向けた応急的な業務を実施する。

＜応急復旧業務＞

		業務開始目標と実施期間						
		1週	2週	1月	3月	6月	1年	2年
1-1	連絡体制の立ち上げ	▶						
	相談窓口の設置	▶						
1-2	被災状況の確認							
	関係者の安否	▶						
	漁港・海岸施設	▶						
	共同利用施設	▶						
	漁船・漁具・養殖施設	▶						
	漁場（瓦礫の堆積・油流出）	▶						
1-3	漁港の応急復旧工事（航路、泊地の瓦礫撤去等）	▶						
	陸上に打ち上げられた船舶の確認・処理			▶				
1-4	保管水産物の緊急処分		▶					

1-1 連絡体制の立ち上げ

【現状・課題】

- ・ 漁協を通じ、被害状況等を把握できる体制を設けているが、災害発生時には、漁協事務所が損壊するとともに、通常の通信手段が確保できない可能性がある。
- ・ 災害発生時の通信手段について、関係者による情報共有が図られていない。

【事前準備】

① 関係団体との連絡体制の構築

関係者の安否や漁業関連施設の被災状況を速やかに把握するため、関係市町、海上保安部、水産関係団体等との連絡体制を構築する。

(連携先：市町、海上保安部、漁協)

② 漁協仮事務所の確保促進

復旧に向けた現場の拠点となる漁協事務所が損壊した場合に備え、漁協に対し、あらかじめ、仮事務所の候補地を選定し、「漁協版BCP」に明記するとともに、組合員に周知するよう指導する。(連携先：漁協)

③ 情報連絡手段の確保

関係者がそれぞれ衛星電話をはじめ、電子メール、デジタル簡易無線、SNSなど、複数の連絡手段を確保するとともに、定期的に図上訓練を実施する。

(連携先：市町、海上保安部、漁協)

1-2 被災状況の確認

【現状・課題】

- ・ 被災状況を正確に把握するには、漁業関連施設の現況把握が不可欠であるが、県では、漁港施設や登録漁船に関する情報を除き、各漁協による共同利用施設の保有状況、定置漁具・養殖施設の設置状況に関する詳細な情報は持ち合わせていない。

【事前準備】

① 漁業関連施設情報の収集・保管

被災状況の正確な把握を行うとともに、災害復旧事業の早期着手や、漁協間での資機材等の相互融通、施設の共同利用等に役立てるため、あらかじめ県下の漁協が保有する冷凍冷蔵施設、給油施設等の位置、規模、能力等に関する情報を収集、保管する。また、定置漁具・養殖施設の設置状況に関する調査を定期的実施する。(連携先：漁協)



津波により瓦礫が押し寄せた魚市場（宮城県）

② 「被災状況調査票」の整備

被災状況を的確に把握するためのチェックリストを整備し、各漁協において、津波警報等が解除され、安全が確認できた段階で、まずは自らが保有または管理する施設・設備の被害状況や業務執行能力の現状を把握した上で、速やかに県に報告し、関係者で情報を共有できる体制を整備する。なお、本調査は、応急復旧の方針を検討するための目的で実施するものとし、本格復旧のための詳細な調査は別途実施する。(連携先：漁協)

1-3 漁港の応急復旧工事（航路、泊地の瓦礫撤去等）

【現状・課題】

- ・ 災害の発生に伴い、航路や泊地における瓦礫の堆積や、岸壁、臨港道路等の地盤沈下など、漁港の機能喪失が予想される。
- ・ 県では、大規模災害発生時の応急対策について、「(一社)徳島県建設業協会」と「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結している。
- ・ 漁船が漁港区域内をはじめとする陸上に打ち上げられた場合、「漁船登録情報」により、船舶所有者は特定できるが、処理を効率的に進めるためのスキームは確立していない。



台風で損壊した防波堤
(穴喰漁港)

【事前準備】

① 「被災状況調査票」の整備

被災状況を的確に把握するためのチェックリストを整備し、関係者で共有する。

② 被災船舶の調査・処分スキームの確立

被災船舶の調査に関する項目、手順等についてあらかじめ整理するとともに、所有者を特定し、処分の意思を確認した船舶を一時的に保管する仮置場の確保等について、関係市町と連携し処分スキームを作成する。(連携先：市町、漁協)



津波により防波堤に
乗り上げた漁業調査
指導船(宮城県)

1-4 保管水産物の緊急処分

【現状・課題】

- ・ 災害発生後、冷凍水産物の腐敗が進行し、悪臭が発生するなど、公衆衛生面で大きな問題になることが懸念される。

【事前準備】

① 冷凍冷蔵施設の数、貯蔵量等の把握

漁協のみならず、卸売業者、水産加工業者等を対象に冷凍水産物の貯蔵量を定期的に調査する。

② 保管水産物の緊急処分スキームの確立

災害廃棄物は、一般廃棄物であり、市町村が処理責任を有することから、その処分方法（焼却あるいは埋立）について、関係市町と連携した処分スキームを作成する。(連携先：市町、漁協)



冷凍冷蔵施設(鞆浦漁協)

2 漁業の早期再開に向けた業務（フェーズ2）

「漁業の早期再開に向けた業務」では、漁業者からのヒアリングや各種支援策に関する説明会等を実施するとともに、漁船・漁具の確保、共同利用施設等の復旧工事、販売ルート確保などを進め、生産から販売に至る体制を速やかに構築する。

また、漁業用牟岐無線局、水産研究課庁舎、漁業調査船・取締船等の県有施設の復旧整備を推進する。

< 漁業の早期再開に向けた業務 >

		業務開始目標と実施期間						
		1週	2週	1月	3月	6月	1年	2年
2-1	漁業用牟岐無線局の復旧整備		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	▶		
	試験研究機関・調査船・取締船の復旧整備		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	▶		
	水産関係団体の再建支援			■ ■ ■ ■	▶			
2-2	瓦礫の撤去（養殖漁場・沿岸漁場）				▶			
2-3	漁船・漁具の確保支援		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	▶			
2-4	漁場・漁獲物の調査			■ ■ ■ ■	▶			
2-5	油・氷等の確保支援			■ ■ ■ ■	▶			
2-6	養殖用種苗（ワカメ、アオノリ等）の確保			■ ■ ■ ■	▶			
2-7	漁獲物の輸送・販売ルートの確保			■ ■ ■ ■	▶			
2-8	共同利用施設・養殖施設等の復旧支援			■ ■ ■ ■	▶			

2-1 試験研究機関・調査船・取締船の復旧整備

【現状・課題】

- ・ 県南部に位置する「水産研究課美波庁舎」をはじめ、日和佐港に係留している漁業調査船「とくしま」、漁業取締船「せんば」については、災害発生時に大きな被害を受けることが懸念される。



水産研究課美波庁舎

【事前準備】

- ① 「水産研究課美波庁舎」の耐震化・津波対策等の推進
県漁業版BCPの支援拠点施設として位置付ける「水産研究課美波庁舎」の耐震化や津波対策を推進する。
また、種苗の受入れ・中間育成、近隣漁協への氷や清浄な海水の供給等を実施するため、対応マニュアルを作成するとともに、海水濾過殺菌装置等の機器整備を推進する。
- ② 調査船・取締船の避難訓練の実施
「海上避難ガイドマップ」を活用した避難訓練を実施するとともに、乗組員には、陸上で津波注意報・警報の発令を知った場合は「沖出し」を行わないよう徹底する。

2-2 瓦礫の撤去（養殖漁場・沿岸漁場）

【現状・課題】

- ・ 東日本大震災においては、膨大な量の瓦礫が漁場に流出し、漁業復興の大きな支障となったことから、本県においても同様の状況が懸念される。



瓦礫とともに海面に滞留する船舶と養殖施設（宮城県）

【事前準備】

- ① 漁業者が行う瓦礫の撤去に対する支援策の整理
漁業者による沿岸に漂着した瓦礫の撤去や、底びき網漁船による広域的な海底瓦礫の撤去等に対する支援策について整理する。
- ② 海底に堆積した瓦礫の調査準備
海底に堆積した瓦礫の分布状況を明らかにするため、超音波を海底に向かって扇形に送信し、その反射強度によって海底の状況を調べることができる「サイドスキャンソナー」や、海底を探索するROV（自走式水中テレビカメラ）等の調査機器を「水産研究課 美波庁舎」に保管する。
- ③ 瓦礫保管場所の事前確保
関係市町と連携し、事前に瓦礫を一時保管できるオープンスペースを確保する。
(連携先：市町)



ROV

2-3 漁船・漁具の確保支援

【現状・課題】

- ・ 本県における登録漁船の9割以上は5トン未満の小型漁船である。
- ・ 東日本大震災では、漁船や漁具がほぼ壊滅状態となったが、漁協において、災害発生後のこれらの代替入手に関する検討は進んでいない。



小型漁船（瀬戸漁港）

【事前準備】

- ① 漁船・漁具の高所保管等の促進
更新時に廃棄あるいは売却予定の漁船や漁具について、高所や比較的安全な場所での保管を促進する。（連携先：市町、漁協）
- ② 広域的な相互応援協定の締結促進
船外機をはじめ、漁業の早期再開に不可欠な漁船や漁具の調達について、同時被災しない遠隔地との相互応援協定締結を促進する。（連携先：県漁連）
- ③ 災害復旧事業等の内容整理
東日本大震災発生後に創設された国の水産業関連災害復旧・復興支援事業の内容、申請手続き等に関する情報を収集、整理する。
- ④ 造船所の現況調査
災害発生後、小型漁船や機関の修理を円滑に進めるため、県内の造船所の規模、能力等に関する現況調査を実施する。

2-4 漁場・漁獲物の調査

【現状・課題】

- ・ 災害発生後、アワビをはじめとする磯根資源の生息状況、藻場の状況、漁獲物の安全性等を効率的に調査するための機器類が十分整備されていない。



漁獲物の安全性調査

【事前準備】

- ① 漁場・漁獲物の安全性調査のための機器整備等
浅海域における漁場調査（水質・底質）を効率的に実施するため、小型漁船に搭載できるマルチビームソナーや、水温・塩分等を自動観測できるCTD等の整備を推進するとともに、食品衛生部局等と連携し、漁獲物の安全性調査を速やかに実施できる体制を構築する。
- ② 漁場環境現況データ（海底地形情報等）の収集
瓦礫の堆積状況を的確に把握するため、現況の海底地形情報をはじめ、藻場、干潟の分布状況、アワビ等磯根資源の現存量調査等を定期に実施し、データの蓄積を図る。



漁業調査船「とくしま」

2-5 氷、油等の確保支援

【現状・課題】

- ・ 漁業用氷の供給拠点である県漁連の冷凍冷蔵施設は、老朽化が進行しており、耐震強化対策も講じられていない。
- ・ 県下漁協が保有する冷凍冷蔵施設についても、耐震強化対策は進んでいない。

【事前準備】

- ① 「県漁連版BCP」の策定支援
会員漁協に対し資材供給を行う県漁連におけるBCP策定を支援する。(連携先：県漁連)
- ② 氷、油等の代替入手先の確保促進
漁協に対し、氷、油等の代替入手先をあらかじめリストアップし、「漁協版BCP」に明記するよう指導する。(連携先：漁協)

2-6 養殖用種苗（ワカメ、アオノリ等）の確保

【現状・課題】

- ・ 東日本大震災の発生後、県では県内漁協と連携し、宮城県にワカメ種苗を供給したが、本県が被災した際のワカメ等藻類養殖種苗の確保手法は確立していない。
- ・ 東日本大震災の発生後、宮城県では、短期間で収入が得られるワカメ養殖業への着業気運が高まった。

【事前準備】

- ① 養殖用種苗の保存
早期に種苗を供給できるよう、水産研究課において、ワカメ、アオノリ等の種苗を保存する。
- ② 広域的な相互応援協定の締結推進
本県産と他県産のワカメ種苗の相互保存や、非常時の漁業者に対する養殖指導等について、他のワカメ産地県との間で相互応援協定を締結する。



ワカメ種苗

2-7 漁獲物輸送・販売ルート確保支援

【現状・課題】

- ・ 一般に水産物は漁協から、特定の仲買業者や運送業者によって、消費地市場に輸送されており、仲買業者等の業務が停止した場合、流通が途絶することになるが、多くの漁協では、代替出荷の方法が検討されていない。
- ・ 例年、県産水産物の約半数は「徳島市中央卸売市場」を経由し流通しており、同市場の卸売業者は、県内の主要仲買業者との取引実績がある。

【事前準備】

① 非常時における漁獲物の出荷体制の確立

出荷先や出荷手段を失った場合においても、漁協が円滑に漁獲物を出荷できるよう、県漁連と徳島市中央卸売市場の間での「非常時における漁獲物の集出荷・販売に関する協定」の締結等について検討する。

(連携先：県漁連、漁協等)



産地市場

2-8 共同利用施設、養殖施設等の復旧支援

【現状・課題】

- ・ 沿岸に位置する漁協事務所や共同利用施設をはじめ、本県で盛んなハマチ、ワカメ等の養殖施設については、津波発生時には大きな被害を受けることが予想される。
- ・ 東日本大震災で損壊した共同利用施設や養殖施設の復旧には、国が創設した各種補助制度が利用された。
- ・ 共同利用施設や養殖施設等の早期復旧を図るには、現場への各種補助制度等の情報伝達や、関係者の意見集約を図るコーディネーターが必要である。



東日本大震災による津波で損壊したハマチ養殖施設(海陽町浅川)

【事前準備】

① 共同利用施設の耐震強化対策の促進

漁協等による荷捌き施設や冷凍冷蔵施設等の耐震強化対策を促進する。

(連携先：市町、漁協)

② 「漁業コーディネーター(仮称)」の養成

「水産業普及指導員」を対象に本BCPに関する研修等を定期に実施し、災害発生後、各地区と行政を繋ぐコーディネーターとして養成する。

③ 災害復旧事業等の内容整理

東日本大震災発生後に創設された国の水産業関連災害復旧・復興支援事業の内容、申請手続き等に関する情報を収集、整理する。

徳島県から宮城県へのワカメ種苗の供給支援

東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた宮城県のワカメ養殖業の復興を支援するため、県と県内の漁協が連携し、平成23年11月、「種苗生産技術の移転」や「宮城県への種苗の輸送支援」を行いました。「徳島発」のワカメ種苗は気仙沼湾をはじめとする宮城県沿岸で順調に生育し、約3,500トン(徳島県推計)が水揚げされました。

なお、この取組みはこの年の「水産白書」でも紹介されています。



宮城県へ輸送されるワカメ種苗

3 漁業の本格復旧に向けた業務（フェーズ3）

「フェーズ2」で取組みを進めた業務を着実に推進するとともに、「漁業の本格復旧に向けた業務」では、漁港の本格的な災害復旧工事に着手するとともに、栽培漁業の本格再開に向け、アワビ、クルマエビ等の放流用種苗の生産・放流体制を確立する。

＜漁業の本格復旧に向けた業務＞

			業務開始目標と実施期間															
			1週	2週	1月	3月	6月	1年	2年									
3-1	漁港の本格復旧工事	牟岐漁港・浅川港					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		その他漁港									■	■	■	■	■	■	■	■
3-2	栽培漁業の本格的な展開	種苗の生産・調達								■	■	■	■	■	■	■	■	■
		放流支援								■	■	■	■	■	■	■	■	■
3-3	藻場の造成									■	■	■	■	■	■	■	■	■

3-1 漁港の本格復旧工事

【現状・課題】

- ・ 本県水産行政の方向性を示す「とくしま水産創生ビジョン」において、「安全・安心で活力ある浜づくり」を掲げ、「自然災害に強い漁港・海岸施設の整備」に取り組んでいる。
- ・ 「徳島県地域防災計画」において拠点港と位置付ける「牟岐漁港」「浅川港」においては、耐震岸壁の整備を終えている。



牟岐漁港

【事前準備】

- ① 漁港施設の機能強化
主たる岸壁とそれを守る防波堤について、耐震・耐津波機能診断を実施し、対策工事を推進する。(連携先：市町)
- ② 漁港・海岸施設の機能保全対策
老朽化した漁港・海岸施設の計画的な長寿命化対策を推進する。(連携先：市町)
- ③ 漁港台帳、漁港利用計画等の保管
災害復旧事業に必要となる漁港台帳や漁港利用計画等について適切に保管する。(連携先：市町)
- ④ 災害復旧事業の内容整理
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業の手続き等について整理する。



耐震岸壁（牟岐漁港）

3-2 栽培漁業の本格的な再開

【現状・課題】

- ・ 本県では、海陽町浅川の「栽培漁業センター」において、クルマエビ、アワビ、アユの種苗生産を行っている。
- ・ アワビは県南部を代表する水産物であり、多くの漁業者が採貝漁業に従事している。
- ・ 東日本大震災の6ヶ月後に宮城県で行われた「磯根資源の緊急被害状況調査」において、小型のアワビは、津波によりほとんどいなくなったことが報告されている。

【事前準備】

① 放流用種苗の調達先リストの整備

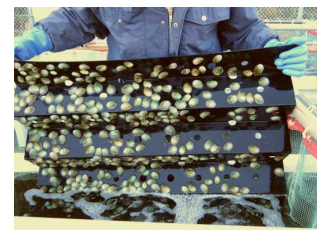
本県と同種の種苗生産を行う都道府県の生産内容等を調査・収集する。

② 種苗生産に必要な資機材の調達先リストの整備

種苗生産に必要な巡流水槽等の早期調達に向け、資機材の取扱先等を調査・収集する。

③ 安定した種苗生産技術の継承

種苗生産技術が適切に継承されるよう、種苗生産マニュアル等を作成する。



アワビの種苗生産

3-3 藻場の造成

【現状・課題】

- ・ 県では、稚魚の成育場となる藻場造成を推進しており、現在、ウニの食害に強い新たな藻場造成技術の実証実験を行っている。
- ・ 東日本大震災では、藻場の中のアワビ等の生物が海藻に守られて生き残ったことが報告されている。



「磯焼け」した藻場



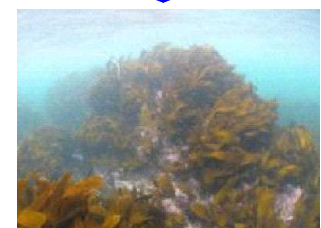
【事前準備】

① 藻場の現況調査の実施

藻場の位置、繁茂状況等についての現況調査を継続的に実施する。(連携先：漁協)

② 藻場造成の推進

アワビや稚魚の成育場となる藻場造成を推進する。
(連携先：漁協))



ウニを除去し、1年半後に回復した藻場
(牟岐町)

○ 参考（発災後の対策一覧）

発災後の対策			業務開始目標と実施期間						役割分担					
			1週	2週	1月	3月	6月	1年	2年	徳島県	関係市町	海上保安部	漁協	
フェーズ1 応急復旧業務	1-1	連絡体制の立ち上げ	→							○	○	○	○	
		相談窓口の設置	→							○				
	1-2	被災状況の確認	関係者の安否	→							○	○	○	○
			漁港・海岸施設	→							○	○	○	○
			共同利用施設	→							○	○		○
			漁船・漁具・養殖施設	→							○			○
		漁場（瓦礫の堆積・油流出）	→							○	○	○	○	
	1-3	漁港の応急復旧工事（航路、泊地の瓦礫撤去等）	→								○	○		○
陸上に打ち上げられた船舶の確認・処理				→						○	○		○	
1-4	保管水産物の緊急処分		→							○	○		○	
フェーズ2 漁業の早期再開に向けた業務	2-1	漁業用牟岐無線局の復旧整備				→				○				
		試験研究機関・調査船・取締船の復旧整備				→				○				
		水産関係団体の再建支援				→				○	○		○	
	2-2	瓦礫の撤去（養殖漁場・沿岸漁場）				→				○	○	○	○	
	2-3	漁船・漁具の確保支援				→				○			○	
	2-4	漁場・漁獲物の調査				→				○			○	
	2-5	油・氷等の確保支援				→				○			○	
	2-6	養殖用種苗（ワカメ、アオノリ等）の確保				→				○			○	
	2-7	漁獲物の輸送・販売ルートの確保				→				○			○	
2-8	共同利用施設・養殖施設等の復旧支援				→				○	○		○		
フェーズ3 漁業の本格復旧に向けた業務	3-1	漁港の本格復旧工事					→			○			○	
		牟岐漁港・浅川港					→			○			○	
		その他漁港					→			○	○		○	
	3-2	栽培漁業の本格的な展開					→				○	○		○
		種苗の生産・調達					→				○	○		○
	放流支援					→				○	○		○	
3-3	藻場の造成					→				○			○	

○ 参考（事前準備一覧）

発災後の対策		事前準備	役割分担			
			徳島県	関係市町	海上保安部	漁協
フェーズ1 応急復旧業務	1-1 連絡体制の立ち上げ	① 関係団体との連絡体制の構築	○	○	○	○
		② 漁協（仮）事務所の確保促進	○	○		○
		③ 情報連絡手段の確保	○	○	○	○
	1-2 被災状況の確認	① 漁業関連施設情報の収集・保管	○			○
		② 「被災状況調査票」の整備	○			○
	1-3 漁港の応急復旧工事（航路、泊地の瓦礫撤去等）	① 「被災状況調査票」の整備	○			
		② 被災船舶の調査・処理スキームの確立	○	○		○
	1-4 保管水産物の緊急処分	① 冷凍冷蔵施設の数、貯蔵量等の把握	○			
② 保管水産物の緊急処分スキームの確立		○	○		○	
フェーズ2 漁業の早期再開に向けた業務	2-1 試験研究機関・調査船・取締船の復旧整備	① 「水産研究課美波庁舎」の耐震化・津波対策等の推進	○			
		② 調査船・取締船の避難訓練の実施	○			
	2-2 瓦礫の撤去（養殖漁場・沿岸漁場）	① 漁業者が行う瓦礫の撤去に対する支援策の整理	○			
		② 海底に堆積した瓦礫の調査準備	○			
		③ 瓦礫保管場所の事前確保	○	○		
	2-3 漁船・漁具の確保支援	① 漁船・漁具の高所保管等の促進	○			○
		② 広域的な相互応援協定の締結促進	○			○
		③ 災害復旧事業等の内容整理	○			
		④ 造船所の現況調査	○			
	2-4 漁場・漁獲物の調査	① 漁場や漁獲物の安全性調査のための機器整備等	○			
		② 漁場環境現況データ（海底地形情報等）の収集	○			
	2-5 油・氷等の確保支援	① 「県漁連版BCP」の策定支援	○			○
		② 氷、油等の代替入手先の確保促進	○			○
	2-6 養殖用種苗（ワカメ、アオノリ等）の確保	① 養殖用種苗の保存	○			
② 広域的な相互応援協定の締結推進		○				
2-7 漁獲物の輸送・販売ルートの確保	① 非常時における漁獲物の出荷体制の確立	○			○	
2-8 共同利用施設・養殖施設等の復旧支援	① 共同利用施設の耐震強化対策の促進	○	○		○	
	② コーディネーターの養成	○				
	③ 災害復旧事業等の内容整理	○				
フェーズ3 漁業の本格復旧に向けた業務	3-1 漁港の本格復旧工事	① 漁港施設の機能強化	○	○		
		② 漁港・海岸施設の機能保全対策	○	○		
		③ 漁港台帳、漁港利用計画の保管	○	○		
		④ 災害復旧事業の内容整理	○			
	3-2 栽培漁業の再開	① 放流用種苗の調達先リストの整備	○			
		② 種苗生産に必要な資機材の調達先リストの整備	○			
③ 安定した種苗生産技術の継承		○				
3-3 藻場の造成	① 藻場の現況調査の実施	○			○	
	② 藻場造成の推進	○			○	

第4章 「県漁業版BCP」の推進体制

1 推進体制の整備（協議会の設置）

漁業は、水産物卸売業や仲買業、水産加工業、運送業等をはじめ、地域の基幹産業として行政とも密接な関係を有しており、水産物の生産・流通等に携わる関係主体が連携しなければ機能しない。

このため、本BCPの推進に当たっては、水産物の生産・流通等に関わるこれらの関係主体との情報共有や連携を図ることが重要となることから、各主体により構成する「BCP推進協議会（仮称）」を設け、それぞれの役割の明確化や情報共有を図るとともに、本BCPにおいて定める「事前準備」の進捗状況等の検証・見直しを適宜行う体制を整備する。

【協議会構成メンバー（案）】

	構 成	備 考
1	国	海上保安関係
2	徳島県	水産振興課、水産研究課、農山漁村振興課、南部総合県民局
3	関係市町	沿岸部
4	漁業関係者	県漁業協同組合連合会、関係漁協
5	流通・販売業者	流通業者、市場関係者
6	学識経験者	大学等

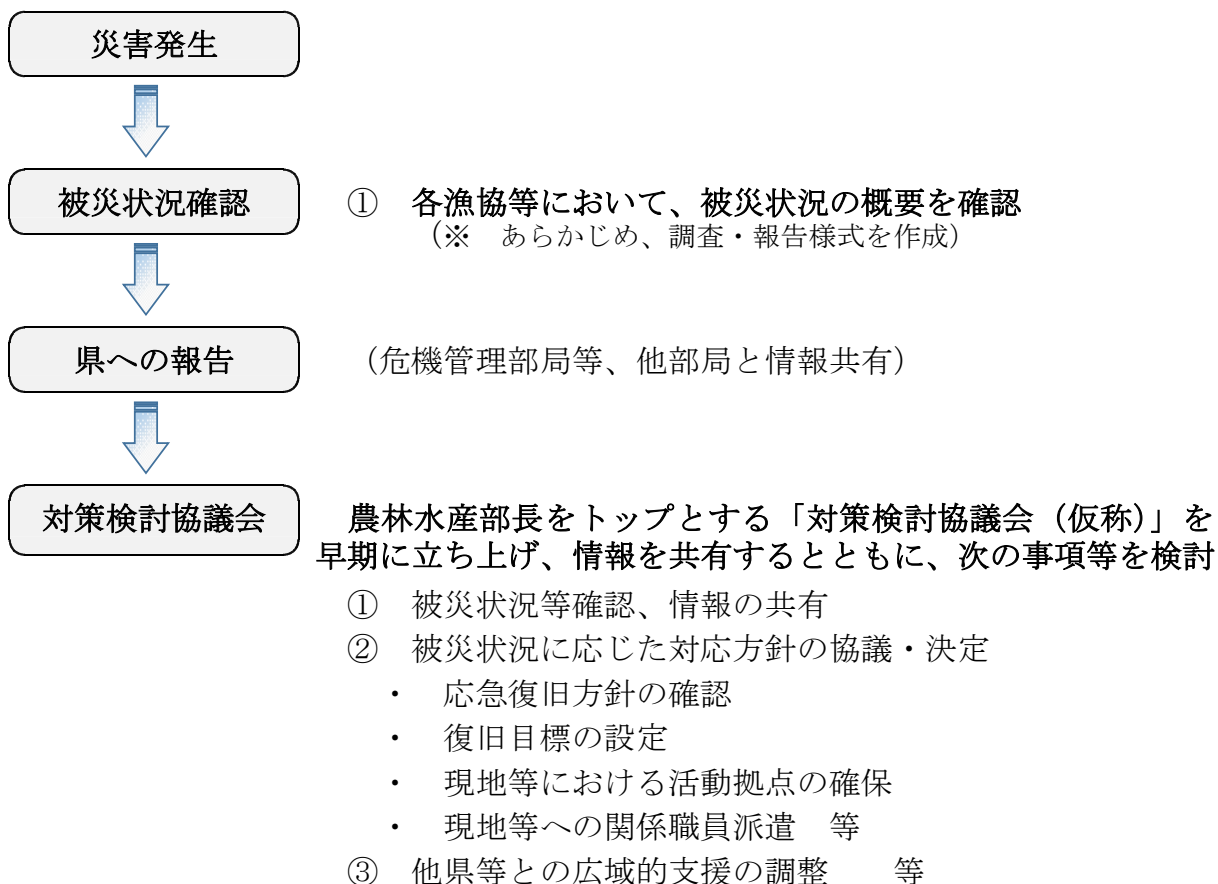
2 連絡体制の確認

「BCP推進協議会（仮称）」の構成員はもとより、すべての市町村や漁協等、関係する機関をリストアップし、現状の通信手段を事前に確認する。

また、通常の通信手段が遮断した場合を想定し、災害時の通信手段として確実性の高い衛星電話について、市町村等の設置状況を確認するとともに、非常時に利用できるよう関係者への周知・徹底を図る。

3 大規模災害発生時の初動体制

想定事象に基づき、大規模な地震・津波等が発生し、大きな被害が発生した場合においては、「BCP推進協議会（仮称）」を本BCPに基づく漁業の早期再開に向けた「対策検討協議会（仮称）」と位置付け、コントロールタワーとして機能するよう、情報の集約を行うとともに、復旧に向けた対応方針の検討等を迅速に行うものとする。



4 訓練の実施

漁業に係る業務の継続性を確保するためには、その重要性を県職員のみならず、漁業者をはじめ、関係市町や水産関係団体の職員等の共通認識とし、平常時の業務の中に定着させることが不可欠であることから、関係市町、漁協等と連携し、次の訓練を実施し、本計画の実効性を点検・検証する。

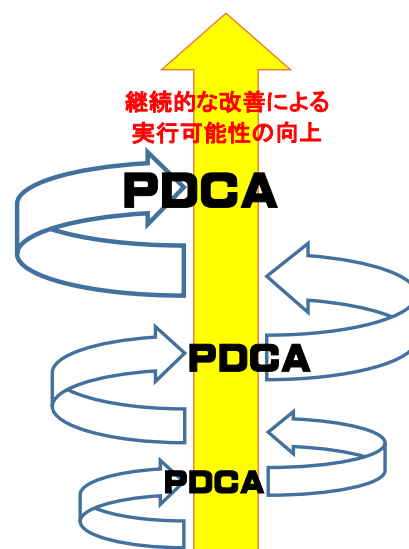
なお、訓練参加主体は、訓練・研修での対応状況を記録し、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかなどを明らかにするように心掛け、これらの記録のもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。

- 「海上避難ガイドマップ」を利用した海上避難訓練
- 避難広場や避難タワーへの避難訓練
- 陸閘等の操作訓練
- 連絡体制・漁業用施設の被害確認訓練 等

5 計画の見直し

県では、業務継続力の向上を図っていくため、関係機関との連携のもと、訓練等による本計画の問題点や課題の洗い出しを行うなど、進化するBCPとして、「PDCAサイクル」により、随時改定を実施する。

- Plan → 「県漁業版BCP」の策定
- Do → 訓練実施、応援協定の締結 等
- Check → 他計画との整合性の検証 等
- Act → 「県漁業版BCP」改訂の検討



附 属 資 料

■ 被害想定関係資料

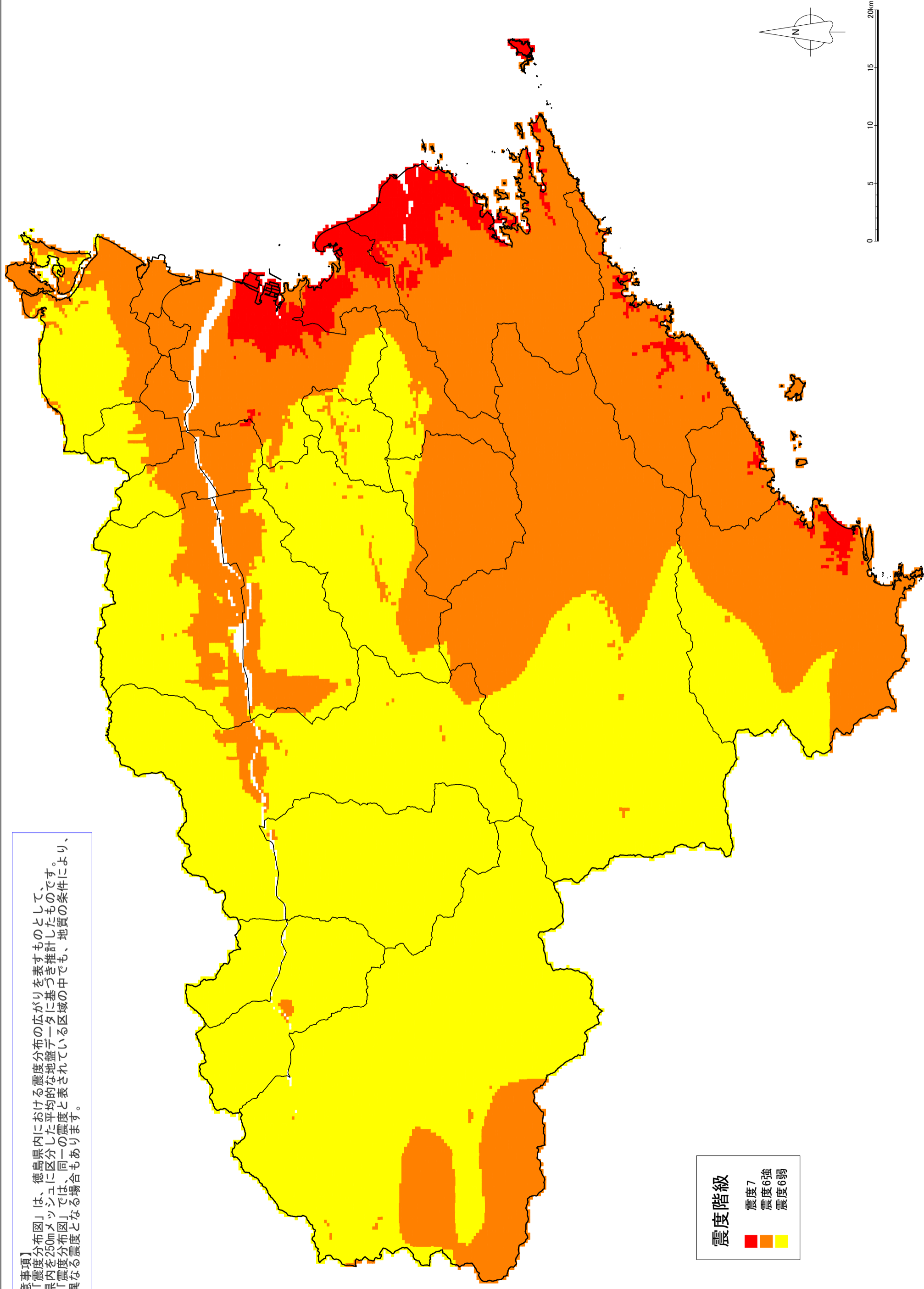
- 南海トラフ巨大地震による震度分布図
（徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次） H25. 7. 31公表） …………… 1
- 最高津波水位分布（徳島県津波浸水想定 H24. 10. 31公表） …………… 2
- 津波影響開始時間及び最大波到達時間（徳島県津波浸水想定 H24. 10. 31公表） ……… 3

■ 発災後の対策関係資料

- 関係者リスト…………… 4
- 被害状況記入シート…………… 6
- 災害復旧事業の申請手順…………… 7
- 水産業関連災害復旧・復興支援事業一覧…………… 9

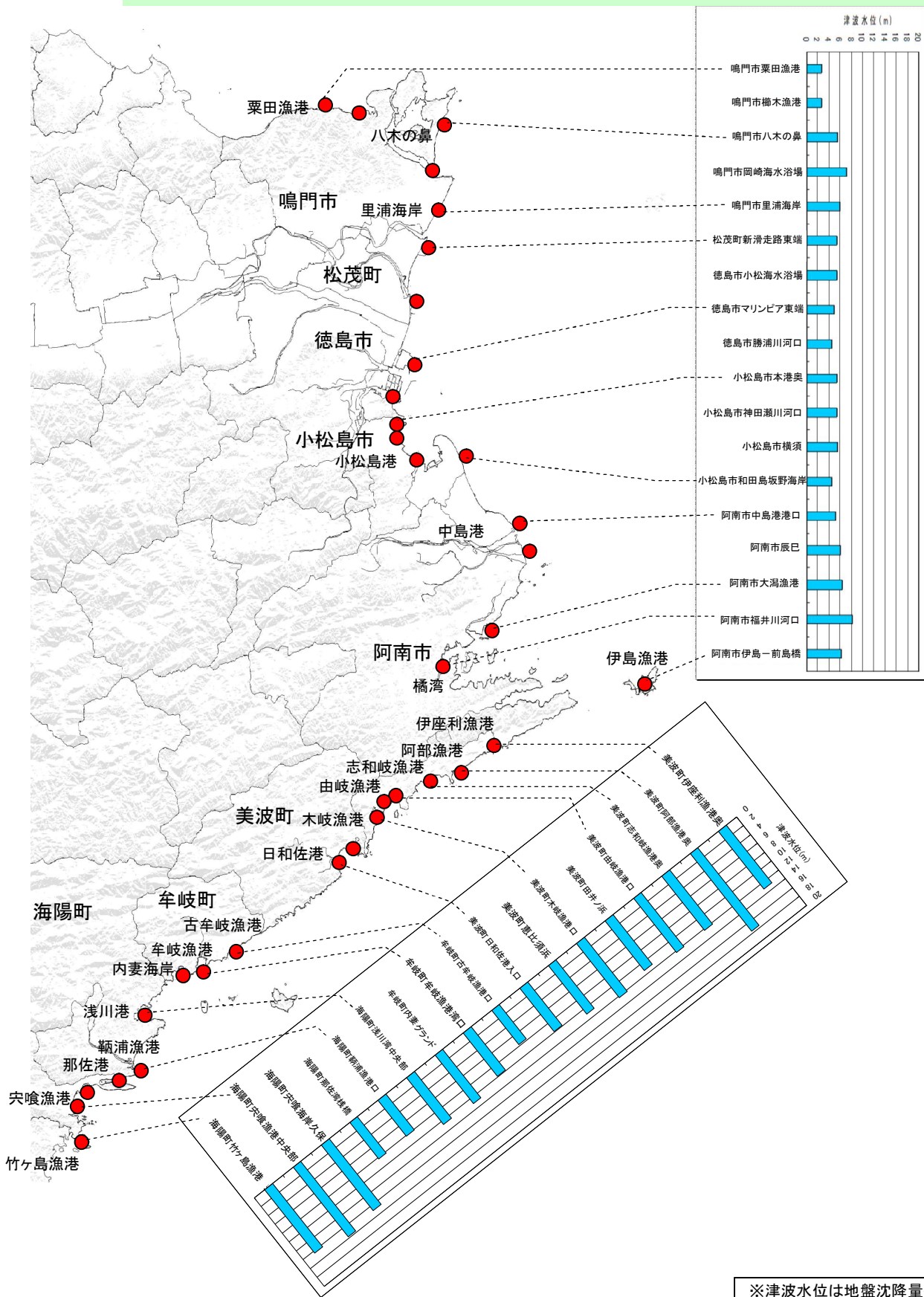
南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

【留意事項】
○「震度分布図」は、徳島県内における震度分布の広がりを表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地震データに基づき推計したものです。
○「震度分布図」では、同一の震度と表されている区域の中でも、地質の条件により、異なる震度となる場合があります。



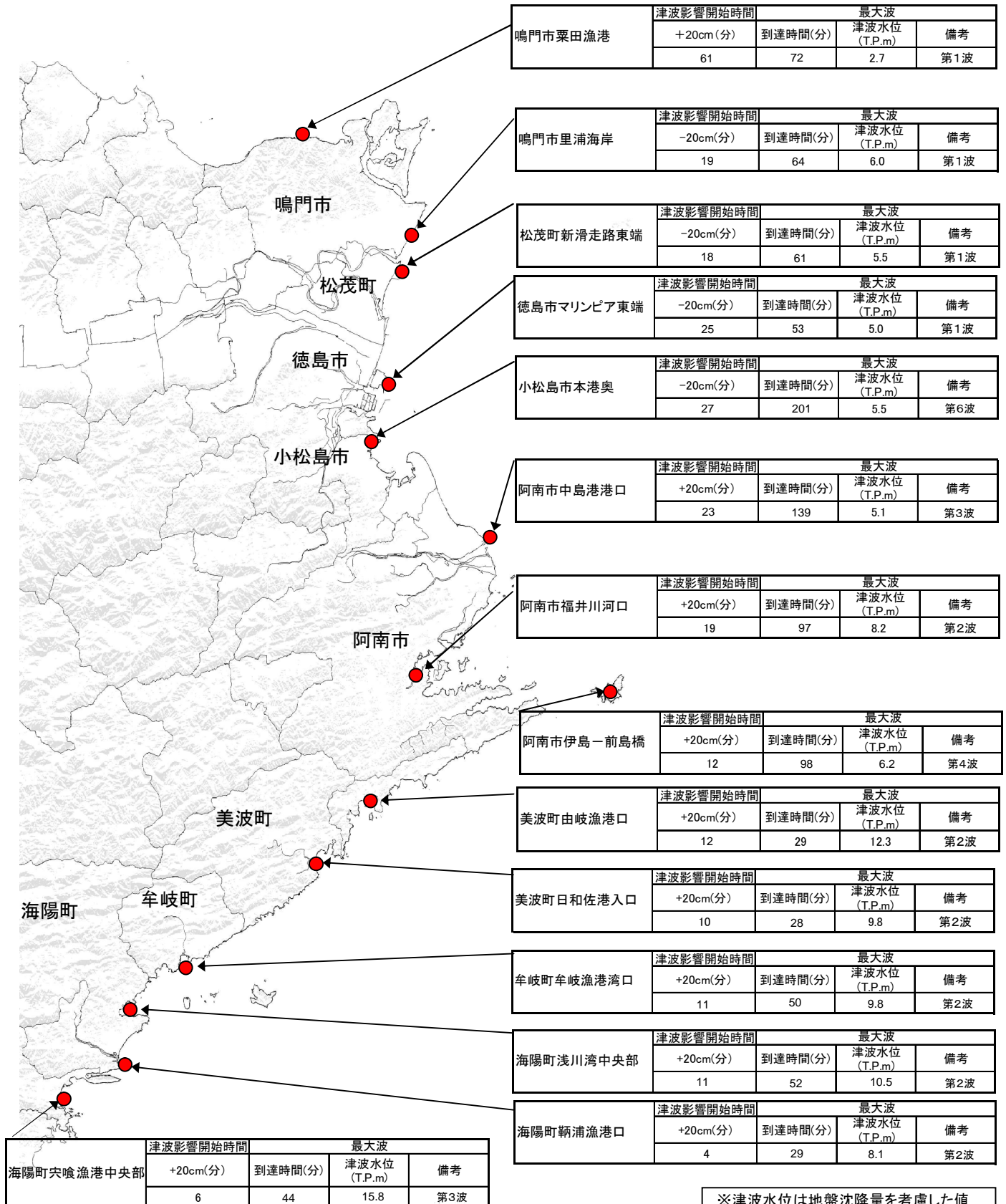
震度階級
震度7
震度6強
震度6弱

最高津波水位分布



参考事項

津波影響開始時間及び最大波到達時間



※津波水位は地盤沈降量を考慮した値

○ 関係者リスト

		TEL	携帯電話	FAX	e-mail
水産関係団体	徳島県漁業協同組合連合会				
	徳島県信用漁業協同組合連合会				
	徳島県漁業共済組合				
	徳島県漁船保険組合				
	全国共済水産業協同組合連合会 (四国事業本部徳島支店)				
	徳島県漁業信用基金協会				
	北灘漁業協同組合				
	北泊漁業協同組合				
	堂浦漁業協同組合				
	室撫佐漁業協同組合				
	鳴門町漁業協同組合				
	新鳴門漁業協同組合				
	里浦漁業協同組合				
	長原漁業協同組合				
	川内漁業協同組合				
	徳島市漁業協同組合				
	渭東漁業協同組合				
	徳島市辰己漁業協同組合				
	小松島漁業協同組合				
	和田島漁業協同組合				
沿海漁協	阿南中央漁業協同組合(本所:阿南市那賀川町)				
	阿南中央漁業協同組合(支所:阿南市大瀨町)				
	樺村漁業協同組合				
	中林漁業協同組合				
	橋町漁業協同組合				
	糟泊漁業協同組合				
	阿南漁業協同組合				
	伊島漁業協同組合				
	伊座利漁業協同組合				
	阿部漁業協同組合				
	志和岐漁業協同組合				

		TEL	携帯電話	FAX	e-mail
沿海漁協	東由岐漁業協同組合				
	西由岐漁業協同組合				
	木岐漁業協同組合				
	日和佐町漁業協同組合				
	牟岐東漁業協同組合				
	牟岐町漁業協同組合				
	浅川漁業協同組合				
	鞆浦漁業協同組合				
	穴食漁業協同組合				
	鳴門市農林水産課				
市町	松茂町産業環境課				
	徳島市農林水産課				
	小松島市産業振興課				
	阿南市農林水産課				
	美波町産業振興課				
	牟岐町産業課				
	海陽町産業観光課				
	徳島海上保安部				
	徳島海上保安部 美波分室				
	水産庁企回課				
国	水産庁瀬戸内海漁業調整事務所				
	徳島県無線漁業協同組合				
漁業用無線					
栽培	栽培漁業センター				
	徳島市中央卸売市場				
流通・加工	徳島県清鮮水産加工業協同組合				
	水産振興課				
徳島県	農山漁村振興課 水産基盤整備担当				
	水産研究課 鳴門庁舎				
	水産研究課 美波庁舎				
	南部総合県民局 産業交流部水産振興担当				
	漁業取締船 つるぎ				
	漁業取締船 せんば				
漁業調査船 とくしま					

○ 被害状況記入シート

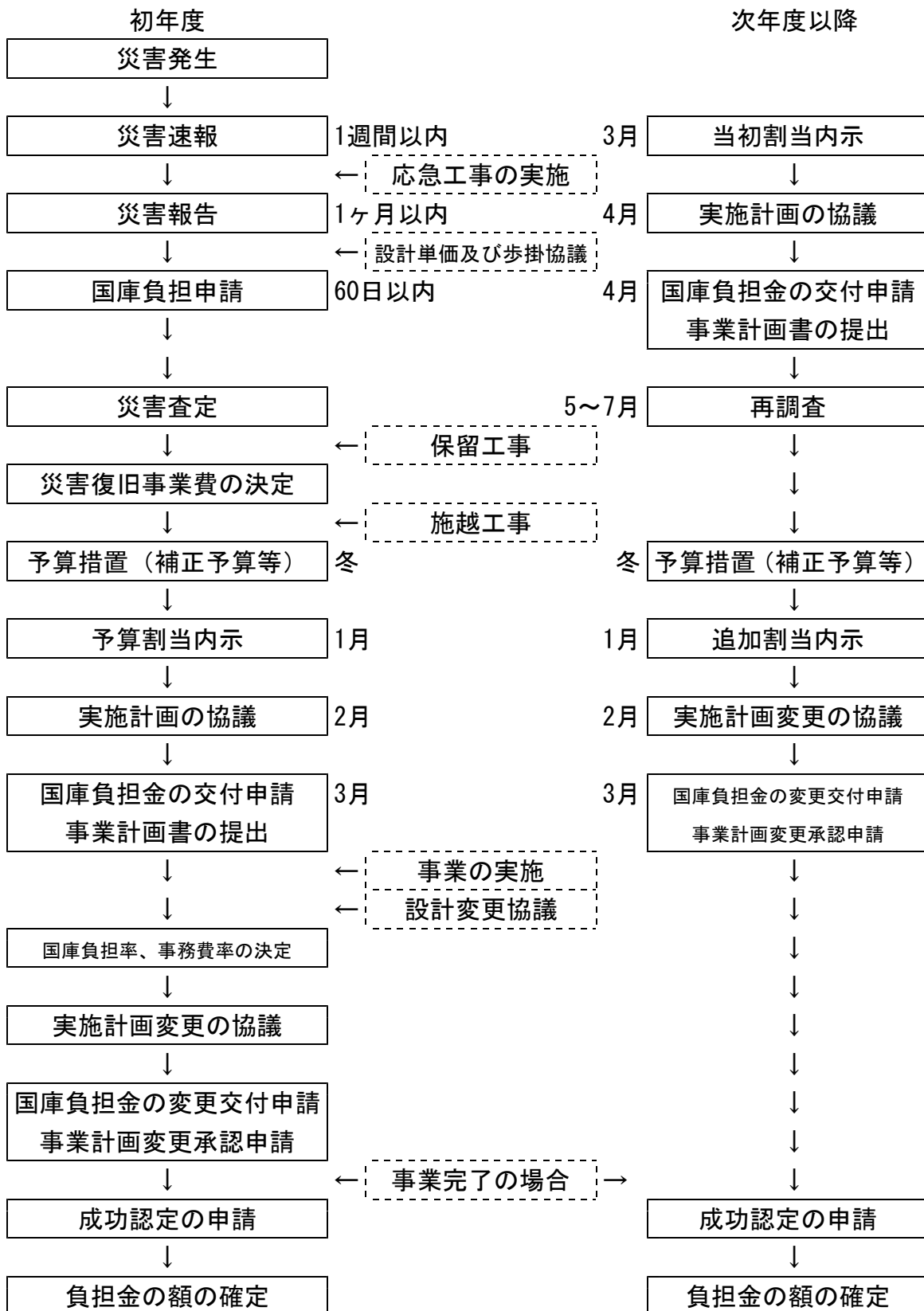
被害状況記入シート						
徳島県農林水産部水産振興課 行き TEL : 088-621-2470 FAX : 088-621-2863 e-mail : suisanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp						
記入日時	年	月	日	時	分	
所 属 氏 名 使用できる通信手段の番号・アドレス（衛星電話、携帯、FAX、e-mail等）						

○ 漁港施設・共同利用施設等の被害状況

被害箇所	被害状況	問題点・協議必要事項

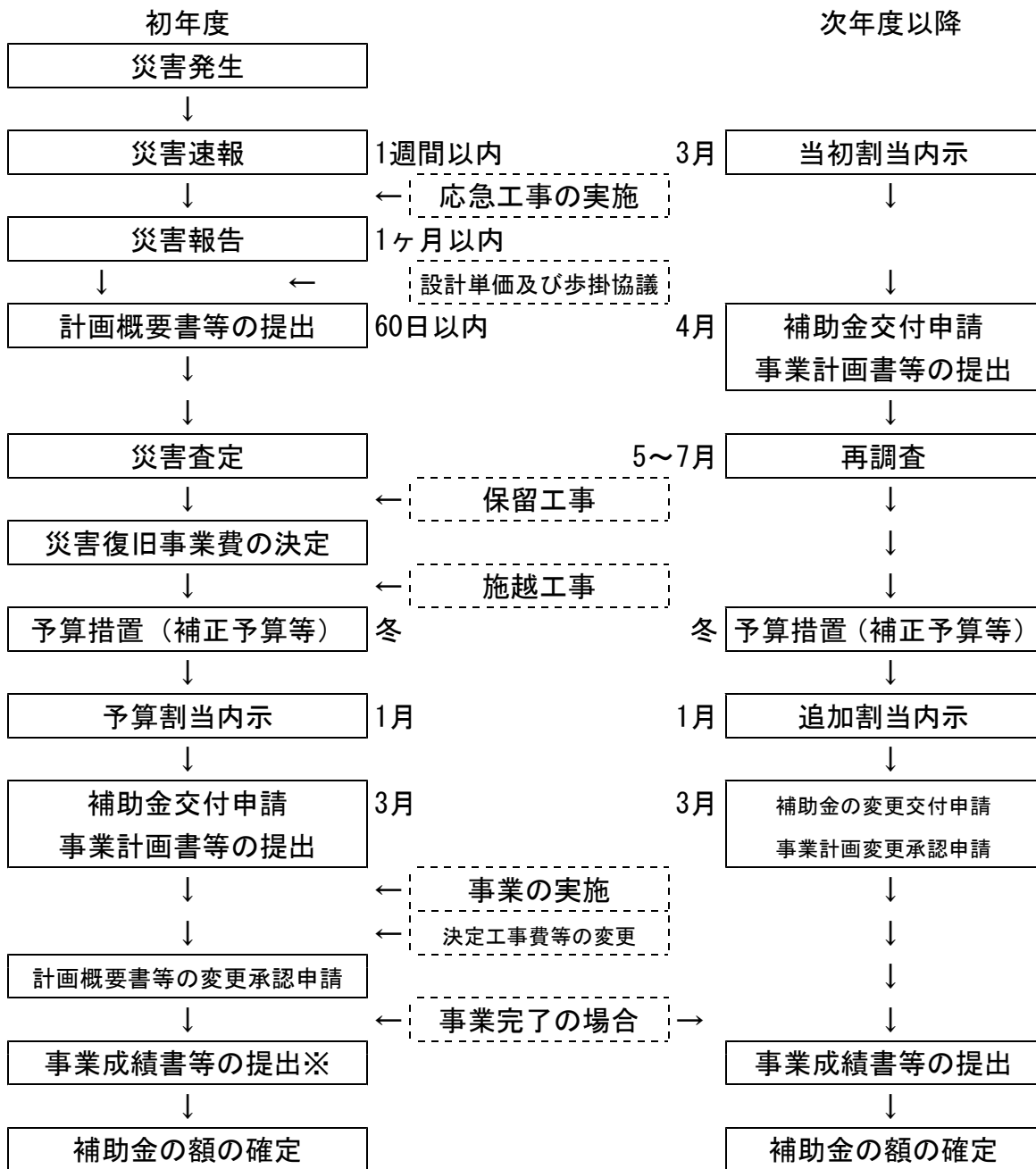
○ 災害復旧事業 申請手順

① 負担法に基づく災害復旧事業（防波堤、護岸、岸壁、航路、海岸保全施設など）



(注) 時期等は、例年のものである。

② 暫定法に基づく災害復旧事業（水産物倉庫、製氷施設、種苗生産施設など）



※漁業用施設については、しゅん工認定が行われる。

(注) 時期等は、例年のものである。

○ 水産業関連災害復旧・復興支援事業一覧

- 1 漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援
 - ① 漁業・養殖業復興支援事業のうち「がんばる漁業復興支援事業」

復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築を行う漁協等に対し、3年以内に必要な経費（操業費用、燃油代等）を支援
 - ② 漁船等復興対策
漁協等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入や漁業者グループによる省エネ機器整備の導入を支援

- 2 養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援
 - ① 漁業・養殖業復興支援事業のうち「がんばる養殖復興支援事業」

復興計画に基づき5年以内の自立を目標として、生産の共同化による経営の再建に必要な経費（生産費用、資材費等）を支援
 - ② 養殖施設災害復旧事業
激甚法に基づく養殖施設の災害復旧事業を実施
 - ③ 水産業共同利用施設復旧整備事業のうち「養殖施設復旧・復興関係」

被災した漁協等が共同利用施設として養殖筏、はえ縄施設、採苗施設等を整備する取組みを支援
 - ④ 種苗発生状況等調査事業
震災後の海域環境下における種苗の発生状況や各地域の種苗特性を調査し、被災地に適した種苗の確保を促進

- 3 種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援
 - ① 水産業共同利用施設復旧整備事業のうち「種苗生産施設関係」

被災した放流用種苗生産施設のうち、規模の適正化や種苗生産機能の効率化・高度化を図る施設の整備を支援
 - ② 被災海域における種苗放流支援事業
他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流種苗の確保や放流種苗の生息環境を整える取組みを支援

- 4 水産加工流通業等の復興・機能強化に対する支援
 - ① 水産業共同利用施設復旧整備事業のうち「漁協・水産加工協等共同利用施設復旧・復興関係」

被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（荷捌き施設、加工処理施設、給油施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援

- ② 水産業共同利用施設復旧支援事業
被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（製氷施設、市場、加工施設等）の早期復旧に必要な機器等の整備を支援
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
激甚法に基づく被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧

5 漁港・漁村等の復旧・復興

- ① 水産関係施設等被害状況調査事業
被災地域における漁港、漁船、養殖施設、定置網等の漁業関係施設等の被害状況の調査
- ② 漁港関係等災害復旧事業（公共）
地震や津波の被害を受けた漁港、海岸等の災害復旧及びこれと併せて行う災害防止のための災害関連事業を実施
- ③ 水産基盤整備事業（公共）
拠点漁港の流通・防災機能の強化、漁場生産力回復のための整備等を実施するとともに、地震・津波の危険が高い地域での漁港の防災対策を強化
- ④ 水産業共同利用施設復旧整備事業のうち「漁港施設復旧・復興関係」
被災した漁港の機能回復を図るための施設を整備
- ⑤ 農山漁村地域整備交付金（公共）
被災地及び東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し、早急に海岸保全施設の整備等を実施

6 がれきの撤去による漁場回復活動に対する支援

- ① 漁場復旧対策支援事業
漁業者等が行うがれき撤去、底びき網漁船等による広域的ながれき撤去の取組や操業中に回収したがれき処理への支援、被害漁場の回復状況等の調査結果を踏まえ、改良漁具の開発や漁場の機能回復・環境改善対策への支援を実施

7 漁業者・加工業者等への無利子・無担保・無保証人融資の促進

- ① 水産関係無利子化等事業
災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金を実質無利子化するとともに、無利子化する公庫資金を無担保・無保証人化
- ② 漁業者等緊急保証対策事業
漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を支援
- ③ 漁協経営再建緊急支援事業
漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化